

# 琉球大学大学院理工学研究科の学位授与に関する取扱細則

〔平成9年4月1日  
制定〕

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この細則は、琉球大学学位規則（以下「規則」という。）第26条の規定に基づき、琉球大学大学院理工学研究科（以下「研究科」という。）における学位授与に関し、必要な事項を定める。

## 第2章 博士前期課程修了による学位（修士）の授与

(学位論文提出の資格要件)

**第2条** 規則第3条の規定に基づき、博士前期課程に在籍する学生で学位論文を提出できる者は、琉球大学大学院学則（以下「学則」という。）第42条に定める博士前期課程の修了要件を満たす者とする。

(提出書類)

**第3条** 規則第6条第2項に定める提出書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 学位審査願（様式第1－1号） | 1部        |
| (2) 論文目録（様式第2号）    | 1部        |
| (3) 論文要旨（様式第3号）    | 1部        |
| (4) 学位論文           | 正本、副本各 1部 |
| (5) 履歴書（様式第4号）     | 1部        |

(論文の提出期限)

**第4条** 学位（修士）論文の提出期限は、2月10日（9月修了予定者にあっては8月10日）までとする。

(審査方法)

**第5条** 研究科長は、受理した論文の審査を修士論文審査会に付託する。

(修士論文審査会)

**第5条の2** 研究科委員会に、修士論文審査会（以下「修士審査会」という。）を置く。

- 2 修士審査会は、主査及び副査となる3人以上の教員で構成する。
- 3 主査は、当該論文の審査及び最終試験を総括する。

(審査委員)

**第6条** 博士前期課程（理学系）は各専攻、博士前期課程（工学系）は各プログラム（以下「各専攻又は各プログラム」という。）は、あらかじめ一の論文について、研究科の研究指導を担当する教員の中から3人の修士審査会審査委員候補者（以下「審査委員候補者」という。）を選出（うち1人を主査とする。）し、研究科長に報告する。ただし、必要がある場合は、これに研究科の授業を担当する専任の教員を加えることができる。

- 2 前条第2項及び前項の規定にかかわらず、修士論文の審査に必要がある場合は、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を外部審査委員として審査委員候補者に加えるこ

とができる。ただし、主査とすることはできない。

3 研究科長は、研究科委員会に諮り審査委員を決定する。

(最終試験)

**第7条** 最終試験は、論文審査を修了した後、当該論文を中心としてこれに関連のある科目について修士審査会が口頭又は筆答により行う。

- 2 前項の最終試験は、論文発表会（以下「発表会」という。）での論文発表をもって代えることができる。
- 3 前項の発表会は公開とし、各専攻又は各プログラムごとに日時、場所を決定し、開催1週間前までに 研究科長が公示する。
- 4 発表会は、博士前期課程（理学系）は専攻主任が、博士前期課程（工学系）はプログラム主任が主催し、論文提出者はその内容を説明した後、出席者と質疑応答を行う。

(報告)

**第8条** 修士審査会は、論文の審査及び最終試験の結果を様式第5－1号により研究科長に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

**第9条** 研究科委員会は、修士審査会の報告に基づき審議し、学位授与の可否を議決する。

### 第3章 博士後期課程修了による学位（博士）の授与

(学位論文提出の資格要件)

**第10条** 規則第4条の規定に基づき、博士後期課程に在籍する学生で学位論文を提出できる者は、学則第42条に定める博士後期課程の修了要件を満たす者とする。

(予備審査)

**第11条** 前条の規定に基づき、学位論文の審査を受けようとする者は、予備審査を受けなければならない。

- 2 予備審査を受けようとする者は、別に定める書類を学位論文の審査を受けようとする2箇月前までに研究科長に提出するものとする。

(博士論文予備審査委員会)

**第12条** 研究科委員会に、博士論文予備審査委員会（以下「予備審査会」という。）を置く。

- 2 予備審査会は、主査及び副査となる3人以上の教授又は准教授で構成する。
- 3 主査は、当該論文の審査及び最終試験を総括する。
- 4 予備審査会は審査を1箇月以内に終了し、主査は結果を研究科長に報告しなければならない。
- 5 予備審査の結果、不可と判定された者は、論文内容を改善の上、改めて予備審査の申請を行うことができる。

(審査委員)

**第12条の2** 各専攻は、あらかじめ一の論文について、研究科の研究指導を担当する教員の中から3人の予備審査会審査委員候補者（以下「審査委員候補者」という。）を選出（うち1人を主査とする。）し、研究科長に報告する。ただし、必要がある場合は、これに研究科の授業を担当する専任の教授又は准教授を加えることができる。

- 2 前条第2項及び前項の規定にかかわらず、博士論文の審査に必要がある場合は、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を外部審査委員として審査委員候補者に加えることができる。ただし、主査とすることはできない。
- 3 研究科長は、研究科委員会に諮り審査委員を決定する。

(学位論文の提出期間)

**第13条** 学位(博士)論文の提出期間は、4月1日から12月20日までとする。ただし、9月修了予定者については、6月20日までとする。

(提出書類)

**第14条** 予備審査の結果、可と判定された者は、次に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| (1) 学位審査願(様式第1-2号) | 1部        |
| (2) 論文目録(様式第2号)    | 1部        |
| (3) 論文要旨(様式第3号)    | 1部        |
| (4) 学位論文           | 正本1部、副本2部 |
| (5) 履歴書(様式第4号)     | 1部        |

(審査方法)

**第15条** 研究科長は、学位論文を受理したときは関係書類を添えて学長に報告しなければならない。

(審査会の設置)

**第16条** 研究科委員会は、規則第12条に基づき付託された学位論文ごとに博士論文審査会(以下「博士審査会」という。)を設置し、学位論文審査及び最終試験の実施を委嘱する。

- 2 博士審査会は、主査及び副査となる3人以上の教授又は准教授で構成する。
- 3 主査は、当該論文の審査及び最終試験を総括する。

(審査委員)

**第17条** 各専攻は、あらかじめ一の論文について、研究科の研究指導を担当する教員の中から3人の博士審査会審査委員候補者(以下「審査委員候補者」という。)を選出(うち1人を主査とする。)し、研究科長に報告する。ただし、必要がある場合は、これに研究科の授業を担当する専任の教授又は准教授を加えることができる。

- 2 前条第2項及び前項の規定にかかわらず、博士論文の審査に必要がある場合は、他の研究科、他の大学院又は研究所等の教員等を外部審査委員として審査委員候補者に加えることができる。ただし、主査とすることはできない。
- 3 研究科長は、研究科委員会に諮り審査委員を決定する。

(最終試験)

**第18条** 最終試験は、論文の審査を終了した後、当該論文を中心としてこれに関連のある科目について博士審査会が口頭又は筆答により行う。

- 2 前項の最終試験は、論文発表会(以下「発表会」という。)での論文発表をもって代えることができる。
- 3 前項の発表会は、公開とし、各専攻ごとに、日時、場所を決定し、開催1週間前までに研究科長が公示する。
- 4 発表会は、専攻主任又は指導教員が主催し、論文提出者はその内容を説明した後、出席

者と質疑応答を行う。

(報告)

**第19条** 博士審査会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を様式第5-2号により研究科長に報告しなければならない。

(提出書類)

**第20条** 博士審査会において合格と決定された者は、次に掲げる書類を研究科委員会に提出するものとする。

- |                |       |
|----------------|-------|
| (1) 学位論文       | 正本 1部 |
| (2) 理由書（様式第6号） | 1部    |

(研究科委員会の議決)

**第21条** 研究科委員会は、博士審査会の報告に基づき審議し、学位授与の可否を議決する。

(提出書類)

**第22条** 研究科委員会において学位授与を可とされた者は、次に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

- |  |          |
|--|----------|
| (1) 学位論文の電子データ（CD-R等）  | 1部       |
| (2) 学術リポジトリ登録者申請書  | 1部       |
| (3) 承諾書（様式第7号）   | 必要部数     |
| (4) 研究関連論文の出版元からの学術リポジトリ（インターネット）による全文公表に関する許諾書等                                 |          |
| 2 学位論文を学術リポジトリにより直ちに全文公表できない場合は、前項の書類と次に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。                    |          |
| (1) 学位論文   | 副本（製本）2部 |
| (2) 学術リポジトリ登録申請書（博士論文の要約の提出）   | 1部       |
| 3 全文公表できない場合の、「やむを得ない事由」が消滅した場合は、「リポジトリ登録申請書（博士論文全文の提出）」を提出することにより、全文を公表するものとする。 |          |

(学位記の日付)

**第23条** 課程修了による学位記の日付は、次のとおりとする。

- (1) 標準修業年限内に学位授与を決定された者には、当該学年度終了の日とする。
- (2) その他の者にあっては、学長が学位授与を決定した日とする。

(退学者の取扱い)

**第24条** 研究科を退学した者については、学則第17条の規定により再入学し、所定の課程を修了しなければ課程修了による学位を授与しない。

## 第4章 学位論文提出による学位（博士）の授与

(学位論文提出の資格要件)

**第25条** 規則第5条の規定に基づき、課程を経ないで学位論文の提出により学位授与の申請を行うことができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学院博士後期課程に3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後、退学した者

- (2) 大学院博士前期課程又は修士課程を修了した後、3年以上の研究歴を有する者
- (3) 大学を卒業した後、5年以上の研究歴を有する者
- (4) その他9年以上の研究歴を有する者

(予備審査)

**第26条** 前条の規定に基づき、学位論文の審査を受けようとする者は、学位論文提出前に、予備審査を受けなければならない。

2 予備審査を受けようとする者は、別に定める書類を研究科長に提出するものとする。

(提出書類)

**第27条** 規則第7条第1項に定める提出書類は、次の各号に掲げるとおりとし、研究科委員会の構成員である教員の承認を経て、研究科長に提出しなければならない。

- |                     |           |
|---------------------|-----------|
| (1) 学位審査願 (様式第1～3号) | 1部        |
| (2) 論文目録 (様式第2号)    | 1部        |
| (3) 論文要旨 (様式第3号)    | 1部        |
| (4) 学位論文            | 正本1部、副本2部 |
| (5) 研究関連論文業績        |           |
| (6) 履歴書 (様式第4号)     | 1部        |
| (7) 最終出身校の卒業(修了)証明書 | 1部        |
| (8) 研究経歴書           | 1部        |
| (9) その他必要な書類        | 1部        |

(学位論文審査手数料)

**第28条** 学位論文を提出する者は、前条に定める提出書類に学位論文審査手数料として57,000円を添えなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位論文を提出するときは、学位論文審査手数料を免除する。

(学位論文提出の時期)

**第29条** 学位論文の提出は、隨時行うことができる。

(準用)

**第30条** 第12条、第12条の2及び第15条から第23条までの規定は、学位論文提出による学位の授与の審査等について準用する。この場合において、第16条、第18条及び第19条中「最終試験」とあるのは「学力の確認」と、第19条中「様式第5-2号」とあるのは「様式第5-3号」と読み替えるものとする。

## 第5章 雜則

(雑則)

**第31条** この細則に定めるもののほか、研究科における学位授与に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

## 附則

1 この細則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第27条の規定は平成12年4月1日から施行する。

- 2 琉球大学大学院工学研究科の学位論文審査及び最終試験に関する取扱要項（昭和 63 年 9 月 7 日制定）は廃止する。
- 3 平成 9 年 3 月 31 日に工学研究科に在学していた者については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この細則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 27 条の規定に基づく理学及び学術の学位（博士）に係る学位論文の提出は、平成 13 年 4 月 1 日から行うことができるものとする。

#### 附 則（平成 22 年 2 月 10 日）

この細則は、平成 22 年 2 月 10 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則（平成 26 年 1 月 29 日）

この細則は、平成 26 年 1 月 29 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

#### 附 則（平成 30 年 3 月 7 日）

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則（令和 3 年 2 月 17 日）

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

# 琉球大学大学院理工学研究科博士後期課程の学位授与に関する申合せ

平成 12 年 9 月 28 日  
理工学研究科委員会決定

- 1 この申合せは、琉球大学大学院理工学研究科の学位授与に関する取扱細則（以下「細則」という。）第31条の規定に基づき、学位授与に関し必要な事項を定める。
- 2 課程博士における学位論文審査の申請にあたっては、申請日の時点で、博士前期課程の各専攻又は各講座が認定した査読付き学術論文誌等に2編以上の関連論文が掲載されているか、若しくは掲載が決定していることとする。ただし、関連論文のうち少なくとも1編は、申請者が主要著者であることとする。また、英語による関連論文が1編以上あることとする。それが無い場合は、上記に加えてプロシーディング等に掲載された英語の論文を有することとする。なお、これらの関連論文は、共著者の学位取得に際して使用されていないものに限る。
- 3 論文博士における学位論文の申請にあたっては、申請日の時点で、博士前期課程の各専攻又は各講座が認定した査読付き学術論文誌等に4編以上の関連論文が掲載されているか、若しくは掲載が決定していることとする。ただし、関連論文のうち少なくとも2編は、申請者が主要著者であることとする。また、英語による関連論文が1編以上あることとする。なお、これらの関連論文は、他の共著者の学位取得に際して使用されていないものに限る。
- 4 細則第25条第1項第1号に掲げる者で、退学後1年以内に学位申請し審査に合格した者は、本研究科の課程博士として扱う。また、退学後1年以上3年以内に学位申請した者については上記2の要件を適用するものとする。
- 5 論文博士における学位論文では、細則第30条の「学力の確認」のうち、外国語については英語を課し、筆記試験により行うものとする。「学力の確認」は、専攻主任と主査（又は副査）により実施し、その結果を専攻会議の議を経て理工学研究科長へ報告することとする。
- 6 細則第21条により研究科委員会で否決された者は、再度学位申請をすることができる。ただし、審査は予備審査から行うものとする。
- 7 この申合せに定めるもののほか、学位授与に関し専攻において必要な事項は、理工学研究科委員会の議を経て各専攻において定める。

附 則

この申合せは、平成16年 5月26日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年 9月22日から施行する。

附 則（平成23年 1月19日）

この申合せは、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則（平成26年1月29日）

この申合せは、平成26年1月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。